

平成29年度 第1回道志村総合教育会議 議事録

日 時 平成30年2月22日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時00分

場 所 やまゆりセンター 1階会議室

出席者 (村 長) 長田 富也
(教 育 長) 長田 和夫
(教育委員) 職務代理者 佐藤 一男 教育委員 池谷 幸昌
教育委員 諏訪本浩司 教育委員 渡辺江利子
(説 明 者) 教育課長 諏訪本 栄
(事 務 局) 総務課長 山口 晃司 総務行政GL 山口 登美

会議次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 平成30年度教育方針について
 - (2) 平成30年度教育予算関連について
 - (3) 道志村いじめ防止対策推進条例について
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

(議事録)

午前9時00分 開会

○ 総務課長

平成29年度第1回道志村総合教育会議を開催いたします。

私は、本日進行を務めさせていただきます、総務課長の山口です。よろしくお願いいたします。また、本日は説明者として教育課長もお願いしております。それでは、お手元にお配りしております、次第によりまして進めさせていただきます。会議に先立ちまして、村長からご挨拶を申し上げます。村長、よろしくお願いいたします。

○ 村長あいさつ

今年度、第1回の総合教育会議を開催しましたところ、委員各位の皆様には全員のご参加いただきましてありがとうございます。また、本会議に関しまして、ご理解ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

総合教育会議は国の法律改正により、村と教育委員会とで教育行政について協議する場として定めております。少子化や社会情勢の変化は、教育分野にもおよび、それに対応していく行政の力が必要であると感じています。村では平成28年3月に策定しました、教育大綱を軸に山梨県に相談をしながら、より良い教育行政の推進と、将来を担う子どもたちの為に、制度を活かして充実した教育策を検討していきたいと思っております。

本日の会議が有意義なものになりますよう、議題の内容についてご協議をよろしくお願いいたします。

○ 総務課長

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議長につきましては村長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長 (村長)

それでは、議事進行役を務めさせていただきます。議事の前に本日の議事録に署名する委員の指名を行います。会議録の署名は、佐藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長 (村長)

それでは、議事に入ります。本日の議題は、「平成30年度教育方針について」及び「平成30年度教育予算関連について」、そして「道志村いじめ防止対策推進条例について」となっております。はじめの議題として、(1)道志村教育方針について協議いたします。説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

平成29年度教育方針について、ご説明いたします。まず「道志村の学校教育の指針(案)」ですが、基本方針として、

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。「人と自然が輝く水源の郷」を将来像に掲げ、人間愛・郷土愛・自然愛を基調に、自然の恵みと文化の香り高く、この地に生きることに誇りを持ち、明るく活力ある未来を創造していくことを本村の教育の使命とする。

現在の変化の激しい社会を生き抜いていく児童生徒には、知識や技能に加え、自ら学び、自ら考え、主体的に判断行動できる資質や能力、豊かな人間性、心身の健康や体力の育成が必要である。

学校教育においては、地域・学校との連携、確かな学力の習得、少子化への対応を図りながら、生きる力の育成や自己の課題を認識し、その解決に積極的に取り組む態度や能力を備えた、児童生徒を育成していかななくてはならない。これらを達成するために、道志村学校教育の方針を次のとおり定める。とあります。

そして次の6項目を示します。

1. 生きる力を育む教育課程の編成

- ・地域や学校の実態、児童生徒の発達や特性等を考慮して「生き方」を考え実現する能力を備え、調和のとれた人間の育成を目指す学校づくりに努める。
- ・学校が楽しい学びの場となるため、学校運営の改善を図るとともに、小中学校間のつながりにも配慮した特色ある教育課程の編成と実施に努める。
- ・新学習指導要領への円滑な移行を踏まえた、各教科等の指導計画の改善と充実に努める。

2. 確かな学力の育成

- ・基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り学習意欲の向上に努める。
- ・自ら学び、自ら考える力を高め、学ぶことの楽しさや成就感を体得できる、体験的な学習の充実に努める。
- ・教育活動全体をとおして、すべての学力の基礎となる、国語力の向上に努める。
- ・少人数学級の特性や課題を持って探求する学習指導方法や評価方法を工夫し、個に応じたきめ細かな指導に努める。

3. 豊かな心の育成

- ・すべての教育活動をとおして、生命を尊重する心、他者への思いやり、規範意識、感動する心など豊かな人間性を育む心の教育の充実に努める。
- ・家庭・地域と連携して、基本的生活習慣の確立と道徳的心情・道徳的実践力の育成に努める。
- ・愛情と信頼に基づいた、個に応じた生徒指導の充実に努める。

4. 健やかな体の育成

- ・教育活動全体をとおして、体力・健康の保持増進のための実践力等、日常生活に生かせる能力を育てる。
- ・生活を通じて体育・スポーツに親しみ、自ら体力の向上に積極的に取り組み、健やかで心身の調和の取れた児童生徒の育成に努める。
- ・栄養のバランスがとれた適切な食事をとるなど望ましい食生活を身につけ、安全な食品を選ぶための正しい知識の習得、自己管理能力の育成等食育の推進に努める。また、農産物については地産地消を推進する。

5. 信頼される学校づくりの推進

- ・家庭や地域社会等との連携を深め、学校内外からの評価を基に、家庭・地域と一層の連携を深め、地域に開かれた魅力ある学校づくりとともに、特色ある学校づくりの実現に努める。
- ・学校の安全管理体制を充実し、児童生徒の安全の確保に努める。
- ・「村づくりは、人づくり」の原点から、国際感覚を身につけるための国際交流事業を推進し、人材の育成に努める。

6. 小中学校連携事業の推進

- ・小中学校合同の行事や教育活動における小中連携の推進に努める。
- ・小中学校連携の取り組みについて保護者等への情報発信に努める。
- ・小中学校、教育委員会が情報交換を行い小中連携の推進に努める。
- ・小中学校教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制づくりを推進する。
- ・小中学校一体型校舎及び教育施設の有効的活用方法に努める。

以上が学校教育の指針（案）でございます。6. 小中学校連携事業の推進ですが、来年度はさらに連携を進めていく考えでおります。新学習指導要領が平成32年度から始まりますので、それも見据えて連携に努めていきたいと思っております。

引き続きまして、「道志村の社会教育の指針（案）」ですが、基本方針としまして、私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。「人と自然が輝く水源の郷」を将来像に掲げ、人間愛・郷土愛・自然愛を基調に、自然の恵みと文化の香り高く、この地に生きること誇りを持ち、明るく活力ある未来を創造していくことを本村の教育の使命とする。

村民だれもが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる「生涯学習」機会の提供と村民だれもが健康で豊に生きるため、気軽に「スポーツ」を楽しむことができる場や機会を充実する必要がある。また、村民が心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、「文化芸術」に親しむ機会の充実を図り、関係団体強化を図る。

1. 生涯学習機会の提供

- ・親子で体験できる事業を行い、子供の夢を膨らませ、心豊かな学習事業に努める。
- ・生涯学習事業のさらなる充実を図るため、新規事業の創出に努める。
- ・関係団体開催の行事等に協力し、多くの村民の参加啓発に努める。

2. スポーツの振興

- ・体力や年齢、技術、興味や目的に応じ推進する競技の維持充実に努める。
- ・冬季のスポーツ離れ防止のための誰もが親しむ事のできるスポーツ開発に努める。
- ・関係団体開催のスポーツ大会等の運営に協力し、多くの村民の参加啓発に努める。

3. 文化芸術に親しむ機会の充実

- ・四季を通した五感の集い等の現行事業の継続とより多くの人が文化芸術を鑑賞できる

機会の提供に努める。

- ・文化芸術活動の普及を推進するため、学校教育との連携、情報の提供に努める。
- ・新しい文化の創造、地域間の交流を通して文化活動への参加を促し、個性溢れる文化を創造するため「やまゆりセンターまつり」を開催し、文化芸術活動に携わる方々の発表の機会充実に努める。

4. 文化財の保存伝承

- ・有形、無形文化財保存に必要な保護意識の高揚を図り啓発活動に努める。
- ・村内の伝統芸能保存会への助成を行うことにより、後継者育成及び保存伝承に努める。
- ・埋蔵文化財については、土木工事等により必要があれば調査を実施する。

以上が「社会教育の指針（案）」でございます。教育方針については学校教育、社会教育に分けてご説明しました。以上です。

○ 議長（村長）

ただいま、教育課長から平成30年度教育方針について、示されましたが、何かご質問等はございますか。

○ 池谷委員

6番の小中学校連携事業の推進に対して、村としての考えや具体的な方法について示していないが、どのような方法で進めていく考えがあるのか。

○ 教育長

小中学校の連携事業に関しては、保護者の理解が重要であり、説明する機会を設ける予定です。

○ 議長（村長）

どのようなものが連携なのかを、理解しながら進めていく必要があります。

○ 教育課長

小中学校の連携事業では、平成30年度から5項目、新たに学校教育の方針としました。校舎が統合されたことで、小中一貫校への取組がされたと誤解されることもあり、道志村としての小中連携を保護者、小中学校長、議会議員等の皆さんに、必要があれば説明する機会を設けることが大切だと思っています。情報発信していく必要もありますので、いずれも来年度以降進めていく考えです。

○ 諏訪本委員

まずは、連携事業から初めて、小中一貫校を目指すということが望ましいのではないかと。

○ 池谷委員

小中一貫校に関しては、初めての試みでもあり心の壁がある。単なる連携で終わることもあるので進め方が重要である。

○ 渡辺委員

保護者への説明をしながら、連携事業を進めていくことは重要。昨年度、実施した連携

事業に関しても、保護者の意識が薄いかもしいない。

○ 教育課長

平成30年度は、具体的に学習面での連携として英語教育、数学教育の充実、合唱音楽、体育授業で連携教育を行う予定です。平成32年の新学習指導要領を見据え、村として学習面での連携推進は、教育現場においても、移行期間として準備するうえで、スムーズな対応が出来ますし、この年度だけで行うのではなく、長期的に考えていきたいと思えます。

○ 池谷委員

計画的に実施していくことで、うまく連携できると思う。

○ 議長（村長）

それでは、そのほかにご質問はございますか。

（質問なし）

○ 議長（村長）

それでは、平成30年度教育方針については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

引き続きまして、議題（2）平成30年度教育予算関連について協議します。それでは、教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

平成30年度教育予算方針（案）としてご説明します。学校教育、社会教育それぞれ予算方針がございます。まずは、学校教育関係です。

1. 生きる力を育む教育課程の編成（学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携）として、

(1) 村担教員の配置によるきめ細かな学習指導の推進

村担教員を配置する中で、チーム・ティーチングや習熟度指導、補習等のきめ細かな学習支援の推進、乗り入れ授業を行う事により中一ギャップの解消を図る。

また、特別支援学級の計画的な設置を行うとともに、支援を必要とする児童・生徒のため、村単教員を配置する。

(2) 英語教育及び外国語指導者招致事業の推進

新学習指導要領に対応し得る小学校英語授業の研究と推進を図る。また、ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育の強化、幼児英語講師による低学年での英語教育の推進を図る。

(3) 学校施設の整備

安全、安心な教育環境を創出するため、学校施設整備を実施してきた。整備最終年度として、校舎周りの環境整備を計画的に行う。また、危険学校施設の解体を計画的に実施する。

(4) 地域資源を活用した教育の推進

地域とともにある学校づくりのために、自然、伝統文化、伝統芸能等地域資源を活用した教育を保護者、地域住民等が一体となって取り組んで行く。

以上が学校教育関係です。続きまして、社会教育関係として、

2. 地域の教育力を高める生涯学習の推進（生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興）

(1) 生涯学習機会の創出

生涯を通して学び、充実した生活を送ることを目指し、生涯学習事業の内容を検討し充実を図るとともに、各種活動内容等を多くの村民への周知に努める。また、関係団体との連携を密に村民の生涯学習参加啓発に努める。

(2) 各種スポーツ教室・大会の充実

村民の健康増進に寄与するとともに、誰もが親しむ事のできるニュースポーツ競技に取り組み、村民の身体機能の維持、健康寿命を延ばすことを目的としたスポーツ教室の充実を図る。また、関係団体開催のスポーツ大会等に協力し多くの村民の参加啓発に努める。

(3) 文化芸術に親しむ機会の充実

五感の集い等事業を継続し充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞機会の創出に努め、文化芸術活動の推進を図る。また、個性溢れる文化芸術活動内容の発表の場を提供することにより、村民に活動内容の啓発、活動への参加に努める。

(4) 文化財の保存伝承

文化財保存伝承に必要な知識の高揚を図るとともに、伝統芸能保存会等の後継者育成、保存伝承に努める。また、埋蔵文化財についても調査を実施する。

以上が教育予算方針（案）です。現在、社会教育委員の任命がない訳ですが、事業後の検証やよりよい事業を実施するための改善策等の意見を聞けるのではないかと思いますので、今後検討する必要があるかと思えます。

○ 議長（村長）

ただいま、教育課長から説明がありました、平成30年度教育予算関連について示されましたが、何かご質問等はございます。

○ 委員

（質問なし）

○ 議長（村長）

それでは、平成30年度教育予算関連については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

次に、(3) 道志村いじめ防止対策推進条例についてです。それでは、教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

道志村いじめ防止対策推進条例について、ご説明いたします。いじめ防止対策推進法が施行されており、いじめを出さないための推進条例として、本村でも条例を制定し、対策を講じる必要がございます。まずは条例案を朗読いたします。

道志村いじめ防止対策推進条例は、全5章の構成です。まずは、総則として、
(趣旨) 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 道志村いじめ問題対策連絡協議会

(設置) 第2条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、道志村いじめ問題対策連絡協議会(以下この章において「連絡協議会」という。)を置く。

(組織) 第3条 連絡協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(会長等) 第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員) 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命し、又は委嘱する。

(1)教育委員(2)小中学校長(3)小中学校PTA会長(4)関係行政機関の役職員(5)学識経験のある者

(委員の任期等) 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議) 第7条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務) 第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(運営) 第9条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定めるものとする。

第3章 道志村いじめ防止等対策委員会

(設置) 第10条 教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための対策について調査審議するため、法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、道志村いじめ防止等対策委員会(以下この章において「対策委員会」という。)を置く。

(組織) 第11条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員) 第12条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の役職員のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期等) 第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務) 第14条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議) 第15条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(権限等) 第16条 対策委員会は、法第28条第1項の規定による調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る学校に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、関係人に対し質問票を用い、又は出頭を求めて質問することその他必要な調査(次項及び第3項において「報告の徴収等」という。)を行うことができる。

- 2 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。
- 3 前項の規定により報告の徴収等をする委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報酬及び費用弁償) 第17条 委員に対する報酬、費用弁償及び支給方法は、道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例(昭和31年道志村条例第15号)による。

(準用) 第18条 第4条及び第9条の規定は、対策委員会について準用する。

第4章 道志村いじめに関する重大事態調査委員会

(設置) 第19条 村長の求めに応じて法第30条第2項の規定による調査に係る事務を行うため、村長の附属機関として、道志村いじめに関する重大事態調査委員会(以下この章において「調査委員会」という。)を設ける。

(組織) 第20条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員) 第21条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の役職員のうちから村長が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期等) 第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(準用) 第23条 第4条、第9条、第15条及び第16条の規定は調査委員会について、第14条及び第17条の規定は委員について準用する。この場合において、第16条第1項中「調査に係る事務」とあるのは「調査の結果についての調査(以下この項において「再調査」という。)に係る事務」と、「又は当該調査に係る学校」とあるのは「若しくは再調査に係る学校」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

第24条 この条例に定めるもののほか、第2章及び第3章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。別表第1中、文化財審議委員の次に道志村いじめ防止対策委員5,000円、道志村いじめに関する重大事態調査委員5,000円を加える。以上が条例案となります。

○ 議長（村長）

ただいま、教育課長から道志村いじめ防止対策推進条例が示されましたが、何かご質問等がありますか。

○ 委員

（質問なし）

○ 議長（村長）

それでは、道志村いじめ防止対策推進条例については、3月議会に提出し、可決されましたら、平成30年4月1日から施行となります。よろしいでしょうか。

○ 委員

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおりといたします。それでは（4）その他ですが、何かございますか。

○ 委員

（特になし）

○ 議長（村長）

それでは、本日の議事は終了したいと思います。皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○ 総務課長

ありがとうございました。それでは議事を終了したということで、4その他ですが、皆様方から、何かございましたらお願いいたします。

（なし）

○ 総務課長

それでは、以上を持ちまして平成29年度第1回道志村総合教育会議を閉会いたします。

閉会 午前10時00分